

附属書十一 A 締約国別の経過期間

この附属書の規定の適用上、

(a) 「経過期間」とは、その期間が満了する前に締約国が第十一章（知的財産）の特定の規定を完全に実施しなければならない期間をいう。

(b) 年数（例えば、「五年」）は、この協定が締約国について効力を生ずる日に開始する当該締約国の経過期間を示す。

(c) 各条項は、締約国の経過期間の満了までの間、当該締約国が実施を遅らせることができる特定の規定を示す。

カンボジア

規 定	経 過 期 間

第十一・九条（多数国間協定） 1 (e)（W I P O 著作権条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・九条（多数国間協定） 1 (f)（W I P O 実演・レコード条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a) 及び (b)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄） 2	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十四条（暫定措置） 1 (a)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・七十四条（刑事上の手続及び刑罰） 3 (b) 及び (c)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）

ラオス

第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
----------------------------------	-------------------------

規 定	経 過 期 間
第十一・九条（多数国間協定） 1(e)（WIPO著作権条約について）	十年
第十一・九条（多数国間協定） 1(f)（WIPO実演・レコード条約について）	十年
第十一・九条（多数国間協定） 1(g)（マラケシュ条約について）	十五年
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	十五年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2(a)	十年

マレーシア

規 定	經 過 期 間
第十一・九条（多数国間協定） 1 (g)（マラケシュ条約について）	五年

ミャンマー

規 定	經 過 期 間
第十一・九条（多数国間協定） 1 (a) から (g) まで（パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約、マドリッド議定書、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約及びマラケシュ条約について）	十年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年

第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a) 及び (b)	五年
第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）	十年
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	五年
第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	三年
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年

フィリピン

規 定	経 過 期 間
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	五年 締約国は、五年の期間が満了した時からの期間の延長につき、フィリピンからの正当な要請を検討す

タイ

		る。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な期間を示すものとする。	
規定		経過期間	
第十一・九条（多数国間協定） 1 (e)（WIPO著作権条約について）	三年		
第十一・九条（多数国間協定） 1 (f)（WIPO実演・レコード条約について）	五年		
第十一・十条（著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利）（実演家について）	五年		
第十一・十一条（放送に対する報酬請求権）（実演家について）	五年		
第十一・四十四条（十八箇月後の公開）	五年		

第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）	五年
----------------------------	----

ベトナム

規 定	経 過 期 間
第十一・九条（多数国間協定） 1 (e)（WIPO著作権条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定） 1 (f)（WIPO実演・レコード条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定） 1 (g)（マラケシュ条約について）	五年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	三年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a)（商標の処理のための電子的な出願のシステムの設定について）	五年

[